

高齢の人の居場所を用意しました

避難所以外に、高齢の人（60歳以上）の居場所（会議室や広間など）を以下の施設に用意しました。無料でご利用できます。

■利用できる施設の一覧（令和元年10月18日現在）

	施設名	所在地	電話番号	休館日		開館時間	備考
老人福祉センター	湯福	箱清水3丁目11-17	232-8335	土曜、日曜、祝休日		午前9時～ 午後4時	
	柳町	大字三輪1252-1	235-0019				
	吉田	吉田3丁目22-41	263-6806				
	氷鮑	稲里町中氷鮑405	284-8100				
	鬼無里	鬼無里160-3	256-3158				
	中条	中条日高3964-2	268-3200				
老人憩の家	松代	松代町東条3581-1	278-7272	金曜	左記のほか、 祝休日		○印での入浴は 200円別途 必要
	石川	篠ノ井石川968	292-3900	火曜			
	大豆島○	大字大豆島6311-1	221-5600	木曜			
	茂菅○	大字小鍋60-1	234-5466	水曜			
	若槻	田中1457-2	295-2828	火曜			
	新橋○	大字塩生甲2747-イ-1	228-4731	木曜			
	氷鮑	稲里町中氷鮑405	284-8100	日曜			
	東長野○	吉田5丁目9-26	244-6721	日曜			
	若穂	若穂保科1185	282-3050	第3木曜			

※利用上の注意

- ・11月30日（土）まで利用できます。
- ・飲食物がありませんので、事前に各自でご用意ください。
- ・駐車スペースには限りがありますので、ご家族の送迎をお願いします。
- ・混雑が予想されますので、事前に電話でご確認ください。また、場所を譲り合いながらご利用ください。

事務連絡
令和元年 10 月 18 日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る
利用料の負担等の取扱いについて

「令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（令和元年 10 月 18 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。（別添））により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところではありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

別添

事務連絡
令和元年10月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、第136条第1項及び第161条第1項、指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 18 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[長野県]

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村(※)、南牧村(※)、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村(☆)、辰野町、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、飯綱町、栄村(※)、

長野県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)国保のみ (☆)介護保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

長野市プレスリリース

令和元年 10 月 22 日

災害相談窓口の開設について

災害相談窓口を設置し、以下の内容について相談及び申請受けを行います。

1 受付内容

番号	受付内容	担当課	
1	り災証明書の申請受付	資産税課 224-8376	
2	災害救助法に基づく住宅の応急修理の相談及び申請受付	建築指導課 224-8901	
3	公営住宅等の案内	住宅課 224-7427	
(注1)	4	被災者生活再建支援制度の相談及び申請受付	福祉政策課 224-5028
	5	長野市被災者生活再建支援金制度の相談及び申請受付	
	6	災害援護資金の相談及び申請受付	

2 開設場所・受付開始日など

	開設場所	受付開始日	受付時間
(注2)	市民交流スペース (本庁第一庁舎1階)	10月23日(水)～	祝祭日を含む毎日 8:30～20:00
	柳原支所 (学習室)		祝祭日を含む毎日 9:00～17:15
	豊野支所 (2階庁議室)		
	篠ノ井総合市民センター (多目的ホール)		
	松代支所 (支所の事務室内)		
(注3)	古里支所 (学習室)	10月26日(土)以降の土日祝日のみ開催	9:00～17:15

(注1) 4～6については、10月28日(月)から受け付けます。

(注2) 市民交流スペースにおけるり災証明書の対応について、8:30～17:15の時間帯は第一庁舎3階資産税課にご案内します。

(注3) 古里支所における4～6については、11月2日(土)から受け付けます。

【開設体制に関するお問い合わせ先】

地域・市民生活部 地域活動支援課 課長：神尾 公尚、課長補佐：中村 弘樹 【電話：224-7615】

【受付内容に関するお問い合わせ先】

財政部 資産税課 課長：原田 一人、課長補佐：山田常之 【電話：224-8376】

保健福祉部 福祉政策課 課長：上田 哲夫、主査：酒井雅宏 【電話：224-5028】

建設部 住宅課 課長：黒石 雅司、課長補佐：宮沢 和雄 【電話：224-7427】

建設部 建築指導課 課長：堀内 敏明、課長補佐：山田 大、係長：相澤 秀明 【電話：224-8901】

長野市（建設部）プレスリリース

平成元年 10 月 22 日

令和元年台風第 19 号による被災者の方を対象に
市営住宅等の入居受付を開始します

令和元年台風第 19 号による被災者の方を対象に、市営住宅等の入居申込みの受け付けを次のとおり開始します。

- 1 募集团地、受付窓口
別紙一覧表のとおり
- 2 第 1 回 令和元年 10 月 23 日（水）～29 日（火）
- 3 申込資格
原則として「り災証明書」が発行された方（住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した場合）
※60 歳以上の高齢者、妊産婦のほか、避難行動要支援対象である者
- 4 入居条件
 - (1) 入居期間：最長 1 年間
 - (2) 使用料（家賃）：無償
 - (3) 敷金、連帯保証人：免除
- 5 必要書類
 - (1) 一時使用許可申請書
 - (2) 誓約書
 - (3) り災証明書（発行が間に合わない場合は、申立書をご提出ください。当選された方は、後日提出してください。）
- 6 その他
 - ・応募者が募集住戸を上回った場合、抽選となります。
 - ・電気・水道・ガスの使用手続きは入居される方がご自身で行ってください。
 - ・同時期における県営住宅等（県関係施設）との重複した申込みは控えてください。

ながのご縁を



信都・長野市

建設部住宅課 管理担当

(課長) 黒石 雅司 (担当) 宮沢 和雄

電話：直通 026-224-7427 FAX: 026-224-5060

E-mail: jutaku@city.nagano.lg.jp

長野市災害対策本部会議（令和元年 10 月 22 日）

部局別：建設部

【対応状況等】

●被災者への市営住宅等の提供について（住宅課）

1 概要

台風第 19 号により住宅が被災し、全壊や半壊等のため避難生活を余儀なくされている被災者への支援のため、応急仮設住宅整備の検討に加え市営住宅等を提供します。

※家賃・敷金無料、使用期間は 1 年間、転居費用は入居者負担

2 受入れ対象者

住宅が『全壊、大規模半壊又は半壊』の被害があり、り災証明書の発行を受けた者（り災証明書の発行が間に合わない場合、申立書を提出し、後日、り災証明書を提出）

3 提供する市営住宅等

第 1 回 **提供戸数 37 戸**

・市営住宅 2 戸

返目団地 2 戸（車いす使用者向け 2 戸）

・従前居住者用住宅 35 戸（移住促進住宅含む）

栗田 15 戸、七瀬 20 戸（車いす使用者向け 2 戸含む）

第 2 回 ≪修繕工事中≫ 50 戸程度を提供予定

従前居住者用住宅（栗田・七瀬）

市営住宅宇木団地（三輪）、吉田広町 A 団地、大豆島東団地、川合新田団地

今井職員住宅（川中島町）

4 スケジュール等

・市営住宅等の入居受付期間

第 1 回…10 月 23 日（水）～10 月 29 日（火） 抽選 11 月 1 日（金）

※60 歳以上・妊産婦・避難行動要支援者を含む世帯に提供

第 2 回…準備が整いしだいスケジュール等を公表

・受付窓口

市役所本庁 1 階 市民交流スペース（8:30～20:00）

豊野支所、柳原支所、篠ノ井総合市民センター、松代支所（9:00～17:15）

古里支所（9:00～17:15）※古里支所は 10 月 26 日（土）・27 日（日）のみ

☆先着順ではありませんので、受付時間になってからお越しください。